



再生利用事業登録証明書 **複製厳禁**

平成 26 年 3 月 31 日

岐阜県可児市下恵土 2 3 3 番地の 1

株式会社橋本

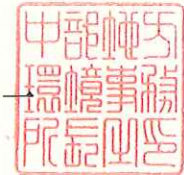
代表取締役 橋本 和彦

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 11 条第 1 項の登録を受けた
事業場であることを証する。

東海農政局長 森 多可志



中部地方環境事務所長 池田 善



登録番号	21 - 3	登録年月日	平成 26 年 3 月 31 日
登録の有効期限	平成 31 年 3 月 30 日		
再生利用事業の内容	飼料化事業		
再生利用事業を行 う事業場の所在地	岐阜県関市尾太町 4 1		
再生利用事業を行 う事業場の名称	株式会社橋本 関工場 (関エコフィードセンター)		